

道路運送法施行規則の一部を改正する省令及び
一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度等
の一部改正について

令和 5 年 12 月
国土交通省物流・自動車局

I. 背景

一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金の上限を定めて国土交通大臣の認可を受け、その範囲内で運賃を届け出なければならないが、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 1 項及び第 6 項に基づき、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金（以下「軽微運賃」という。）については、国土交通大臣への届出によって定めることとなっている。

軽微運賃の種別については、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という。）第 10 条第 1 項において定めているところ、国内外の観光需要の急速な回復に伴い、一部の地域では、バス停等の混雑により地域住民の通学、通院等の生活交通の利用にも影響がでている状況を鑑み、今後もさらなる増加が見込まれる観光需要への対応策として、地域住民の生活路線の混雑を緩和するため、観光スポットに直行・急行する路線バスの設定を促進する必要がある。今般、当該路線バスの運賃については、軽微運賃の種別の 1 つとして規定することとし、届出制により、機動的かつ柔軟な設定が可能となるよう、所要の改正を行う。

II. 改正の概要

(1) 道路運送法施行規則の一部改正

① 軽微運賃の種別の追加（第 10 条関係）

施行規則第 10 条第 1 項 1 号イに基づき、乗合バス事業のうち、定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの（以下「定期観光運送」という。）については軽微運賃の種別の 1 つとして規定しているところ、観光施設に直行・急行する運送についても軽微運賃の種別の 1 つとして追加する。

② 経過措置（附則関係）

本省令案の施行前になされた運賃の認可申請であって、当該軽微運賃の種別に該当するものについても、機動的かつ柔軟な運用が可能となるよう、当該申請に係る処分がなされていないもの限り、所要の経過措置を定めることとする。

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度等の一部改正（通達）

- 観光客等の運送を目的として運行する路線に係る運賃について、その運賃の制定形態、運賃・料金の計算方法等を追加する等の所要の改正を行う。

III. 今後のスケジュール

公布・施行：令和 5 年 12 月 28 日（木）